

令和3年度第10回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和3年度第10回定例松本市教育委員会会議録

令和3年度第10回定例松本市教育委員会が令和4年1月27日午後3時00分教育委員室（オンライン）に招集された。

令和4年1月27日（木）

議 事 日 程

令和4年1月27日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

- 第1号 教育に係る信州大学全学教育機構と松本市教育委員会との連携協力に関する覚書の締結について
- 第2号 令和4年度市立小中学校の授業日数について
- 第3号 第3次松本市教育振興基本計画の策定について
- 第4号 松本市美術館条例の一部を改正する条例の制定に伴う条例案及び松本市美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定に伴う規則案に対する教育委員会の意見について【非公開】

[報告]

- 第1号 今後のコミュニティスクール事業のあり方検討について
- 第2号 令和4年松本市成人式の開催結果について

[周知]

- 1 未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第37回公民館研究集会 令和3年度地域づくり市民活動研究集会～の開催について
- 2 松本市図書館インターネットサービスの一時停止について

[その他]

教 育 長 伊 佐 治 裕 子

〔出席委員〕

教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	橋 本 要 人
//	佐 藤 佳 子
//	春 原 啓 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	藤 森 誠
教 育 政 策 課 長	赤 羽 志 穂
教育文化センター所長	加 藤 政 彦
学 校 教 育 課 長	塚 田 雅 宏
学校支援センター長	高 野 毅
生涯学習課長 兼 中央公民館長	高 橋 伸 光
美 術 館 副 館 長	堀 洋 一
生涯学習課 青少年ホーム所長	中 村 三重子

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	三 澤 良 彦
教育政策担当係長	小 澤 弥 生
教 育 政 策 担 当	伊 藤 明 広

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和3年度第10回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 まん延防止等重点措置が適応になりまして、本日、松本市でも104人の新規感染者が発表になっています。ご心配をいただいています学校の状況ですが、今朝の時点では学校休業はゼロという状態ですけれども、学年閉鎖それから学級閉鎖をしている学校は数校あります。それから、先ほど連絡がありまして、もう1校、午後から学級閉鎖となったという情報があります。また、この後詳しい情報はお伝えをしていきたいと思ひます。

25日には、臨時教育委員会ということでそれぞれ委員の皆様にご意見をいただきまして、小中学校の対応、それから社会教育施設の対応についてご協議をいただきました。ありがとうございます。午前中に松本市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されまして、おおよその方針について全庁的に確認をしたところでありまひす。このことについては後ほど、追加での情報ということでご協議をいただきますので、よろしくお願ひします。

令和3年度第5回定例、それから第5回臨時教育委員会の会議録をお送りしてあったと思ひますが、これについてはお認めいただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは直ちに公開をしていきたいと思ひます。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員ですが、小柳職務代理者、橋本委員です。よろしくお願ひいたします。

《議案審議》

教育長 本日の案件ですけれども、議案が4件、報告が2件、周知が2件です。議案が1件追加になっていましたが、これについては取下げということで、後ほど説明をいたします。

そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれ

を公開しないことができるとの規定に基づきまして、議案第4号は議会協議が必要であり、市が公表前であることから非公開にすることについてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第4号は非公開としますので、最後に協議をすることといたします。

それでは、早速コロナ関連ということで、資料を追加するものです。画面共有させていただきますのでご覧いただきたいと思います。

具体的には、25日の臨時教育委員会でお諮りをしました議案3号にありました松本市教育委員会所管の社会教育施設の対応になります。前回お諮りをしました内容と同じものになりますが、今回確認をさせていただきたいところを黄色の網掛けにしてあります。具体的には、松本市がレベル5になった時点で各施設の新規予約は停止にしておりましたが、期間を定めずに当面の間としていました。本日から重点措置適用となりまして、この新規予約停止期間について明確に定義をしていきたいと思います。

まん延防止等重点措置の適用期間中、今の時点では2月20日までとなりますが、この期間に施設を利用する新規予約については、これまでどおり引き続き停止としたいと思います。そして、その適用期間が終わった後、たとえば3月の終わりとか4月といった適用期間以降に施設を利用する予約については、ネット予約ができるということもありますので、市民の利便性を考えて予約は可能とする。ただし、この期間が延長になるということもあると思いますので、その場合には、例えば、2月21日に予約をしてあったけれども、その時点で感染の状況がよくなっていなければそれは今と同様に感染状況を鑑みて利用を控えていただくお願いをすることもあるということになると思います。

それが一番下に書いてあります、その場合には変更となる場合がありますという表現にしてありますが、そういったことで整理をさせていただきたいと思います。

それに基づきまして、本日、追加で送ってあった議案第5号については具体的には、前回お諮りをした社会教育施設の扱いに、あがたの森文化会館について

て、加えていきたいということを前提に考えておりました。ですので、平日、土曜の夜間予約のない日の開館時間を短くして無人にしたいということで考えておりましたけれども、基本的には施設予約の問合せ等がありますので、これは他の施設、例えば、Mウイングですとか教育文化センターも同じくこの間の新規予約は受け付けていませんが、お問い合わせに対しては夜間まで開館をして対応をしておりますので、あがたの森についても同じく同様の扱いにしていきたいということで、今回これについては取下げとしたいと思います。

以上になりますけれども、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、第5号は取下げということでお願いします。

<議案第1号> 教育に係る信州大学全学教育機構と松本市教育委員会との連携協力に関する覚書の締結について

教育文化センター長 議案第1号「教育に係る信州大学全学教育機構と松本市教育委員会との連携協力に関する覚書の締結について」説明

教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見ありますでしょうか。

小柳委員 連携協力については、私も賛成です。3番とか4番の記述に、科学教育をはじめとする教育活動全般と書かれていますので、ここでは科学教育を中心とした内容でという理解をしました。とすると、「科学教育をはじめとする」というより「科学教育を中心とする」と表現してもいいのではないかと思います。

橋本委員 関連です。私もそこがすごく引っかかりました。第1条の科学教育をはじめとするという、教育活動全般が最終的に述語になっているにもかかわらず、全てに科学教育をはじめとするということ書かれてあります。別に科学教育を中心にする必要もないわけで、教育活動全般でいいのではないかと。むしろ、私が読み込んだのは、ベース的に科学教育というのを掲げただけというように読み込もうと思ったのですが、今の教育文化センター自体が科学教育を中心に位置づけられています。まさしく先日の市議会でも議論があったように、これをもう少し幅広いセンターとして活用していこうという方向で我々も軌道修正を図りつつあるわけですから、このところの科学教育ということを書く必要は全くないと思います。

教育長 お二人の委員からご意見がありました、いかがでしょうか。

教育文化センター長 当初ですね、全学教育機構の理科を中心とした先生から科学教育ということで教育文化センターとの関わりという部分でそこを中心としてやっていきたいという提案がありましたのでその文言にしたものですが、委員のご意見を反映して、もしこの部分を科学教育とせずに全般という形ができるかどうか検討させていただきたいと思います。

教育長 これについては、この全学教育機構に科学博物館長と私がお挨拶に行っていました。その際に、機構長さんからぜひ信州大学としても地域連携ということをより推し進めていきたいと。それから人材育成という点では松本市が今やろうとしていることと信州大学が地域に貢献をしていこうという、その方向性が一緒なのでぜひ連携をしていきたいというお話をいただきましたので、この覚書締結という形になったわけです。

今、お二人の委員からご提言がありましたご意見を伺いまして、私も改めて、確かに科学教育をはじめとするということを謳わなくても、教育文化センターがこれから科学分野に限ってやっていくわけではないと思いますので、幅広くここでは覚書を締結したほうがよろしいかなと改めて感じました。ですので、そういった方向で改めて先方と調整をして、この覚書の締結をするという方向性についてはよろしいでしょうか。

それではそのような内容で調整を進めるということで、覚書を締結していきたいと思います。この案件については了承としたいと思います。

<議案第2号> 令和4年度市立小中学校の授業日数について

学校支援センター長 議案第2号「令和4年度市立小中学校の授業日数について」説明

教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見などありますでしょうか。

橋本委員 この授業日数、毎年こういう形で議論していますが、長野県は、他府県と比べてすごく授業日数が多いですね。理由をお伺いすると、行事が多いという理由で、教職員の仕事が大変だと言っている一方で、教職員とかあるいはPTAとかからは、授業日数が他府県と比べて長いということに対して、見直したらどうかという意見は積極的に出ていないのでしょうか。

学校支援センター長 数年前に長野県全体でそれまで短かった夏休みを長くできないかとい

う議論が行われて、それに従って以前よりは長くなっております。そして、学校現場ではこれ以上授業日数が逆に減ってくると、日々の授業が非常にきつくなってくる。例えば、学期末辺りは5時間授業を5日程度取って、そこで学級事務を行いたい等の考えもありますので、あまりこの授業日数については減らさないでくださいという現場の声もあります。

保護者につきましても夏休み等あまり長くなると負担がかかるという声も聞こえておりますので、バランスを取ってこの数字かなとは考えております。

教育長 全国と比べる県別の日数といった資料は何かありますか。

学校支援センター長 文科省の統計を調べていけばあるかもしれません。

橋本委員 以前お伺いしたら、かなり長野県は多かったです。上位だと思っていいと思います。

教育長 小柳委員、お詳しいと思いますが、いかがでしょうか。

小柳委員 私は春休みが長いのではないかと考えています。あわせて、卒業式がの実施日が早過ぎると思っています。

教育長 春原委員はいかがでしょう。

春原委員 そもそも205プラスマイナス2ということに関しては、この根拠は、文科省で定められた数字ですか。

学校支援センター長 以前は、212日とか211日が多かったですけれども、学校現場と相談しながら徐々に減らして可能かどうかということで、少しずつ無理のない範囲で減らしてきた結果です。

春原委員 それから、長野県特有の寒中休業が昔はありましたよね。今、採用しているところはありますか。

学校支援センター長 それはいいです。

春原委員 いろいろ勘案して検討していただければいいと思います。

教育長 私が以前教育委員会にいたときに市長への手紙ですとか、教育委員会に寄せられていた声とかには、他県から引っ越して来られた方から「長野県の夏休みはどうしてこんなに短いのですか」とか、「子どもたちのもっと自由な時間を増やしてもらいたい」という声が結構ありましたが、逆に最近では、「学校の休みが長いと困ります」というような声もあって、今回のコロナのことでもうですけど、学校に子どもたちが登校していることで保護者がばりばり働ける

というお気持ちの保護者もいらっしゃるのかなという感じもしております。ただ、先ほどのように全国の状況とか動向を見ながら、松本のこのスタイルがどうなのかということの検証は必要かもしれませんので、またそれについては資料を用意して、皆さんにお諮りをしていくということではいかがでしょうか。

小柳委員 先ほどセンター長がおっしゃったように、かつては210日前後としていたものが205日に減ってきましたので、これはいいと思うのですが、ただ、この減少した日数の5日分、時間数でいうとおおよそ30時間ぐらい減ってきたものが先ほどの橋本委員のご指摘にあったように、学校の先生方にどういう影響を及ぼしたのか、また、授業指導やそのほかの面での子どもたちへの指導にどういう変化をもたらしたのかといったところをきちんと見ていけたらいいかなと思います。

教育長 インターネット上で、他県から引越してきた方でこの授業日数のことについて書いてらっしゃっていて、「どうしてこんなに夏休みが短いのか聞いたら、長野県は行事が多いからですと答えられました」と書いている人がいましたが、それは実際にそういう状況なのでしょうか。

学校支援センター長 そうですね。例えば、県外ですといわゆる林間学校とかキャンプのような行事を、夏休みに入ってから行っている県が多いです。長野県では、それらを授業の期間中に行っていますので、そういうところの差が出ていると思います。

教育長 わかりました。
ほかにありますでしょうか。

橋本委員 これは毎年申しあげていますが、先ほど、小柳委員もおっしゃったようないろいろな状況の変化を踏まえた先生方の意見、あるいはPTAからの意見、それから全国との比較、そういった中からこれが適当だと思いますというきちんとした根拠づけがなされていないまま、前年をベースに提案が出てくるところに問題点があるのだらうと思います。

ここの文章を見ても、205日プラスマイナス2ということが適当かどうかを判断する材料が、1つしかないのも、それをもとに判断するというほうが無責任だと思います。だから、提案するのであれば、きちんとした分析を行って、前回の教育委員会でもこういう意見があった、校長会の意見はこうだった、P

TAの意見はこうだった、だからこの日数にさせてもらいたいということであれば納得できると思うけれど、その辺の説明がないと提案としては不十分だと思います。

教育長 わかりました。

それでは、今回は来年度ということであり、この直前の時期では今のようないろいろな情報を集めてということが難しいので、令和5年度に向けて、直ちに資料を集めたり、それから他方面のご意見を聞いたりして検討していくということではいかがでしょうか。早い時期から研究会などの機会を設けて検討を重ねて、校長会とご相談ということになるのでしょうか。そんなことをしていきたいと思いますがいかがですか。

学校支援センター長 校長会の意見は、これをお願いしたいということで聞いております。

教育長 それに子どもの意見も本当は聞かないといけないですね。子どもたちはどう考えているかということも視点の一つかなと思いますので。

春原委員 それと、全国の傾向と長野県のこの地域に根差した最もいい方向性ということも考えていければと思います。恐らくここに至るまでには、意見をお聞きになったり、現場の実態も把握したりした上でこういう形になってきていると思いますけど、ただ、長野県のこういう授業日数についても一度確認していればいいと思います。

教育長 そうですね。そうするとこういう保護者の皆さんとか子どもたちから質問が来たときに、実はこうなんですよということを説明するというのも大事だと思いますので、根本に立ち返ってまた議論してみるということも必要かもしれません。

学校支援センター長 そうですね。補足で、今、ある中学校の年間時数を計算してみたところ、1,141時間でした。そして、この上にあるような各教科、特別活動、行事、部活等も含めた時間が、大体1,095時間ぐらいです。そうすると40時間ちょっとが余剰になりますけれども、例えば、今週のように臨時休業が1週間続きますと、これでもう29時間が欠落します。そういった場合に対処するために、ある程度余剰を取っているという面もあります。

教育長 そうですね。年度末に向けて、3学期は与えられた教育課程をしっかりと最後までやらないと、特に中学の場合は厳しいと思いますけれども、こういった休

業が3学期にあると学校はどういう状況になるのか教えていただけますか。

学校支援センター長 はい。特にこの学年のまとめの時期に休業が続くということは、学校としては非常に指導しづらい面もあります。中学3年ですと入試に関わる指導については影響が出ますので、その辺は休業が続くのは心配な面もあります。

教育長 例えば、ここまで学ばなければいけない単元の授業時間数が足りないというような状況になったときには、何か工夫されるようなことがあるのでしょうか。

学校支援センター長 今のところ余剰分でカバーしていますけど、本当に足りなくなった場合には行事を減らしたり、他行事の準備時間を減らしたりして授業に回してくなどの対応になると思います。

教育長 今、学校では休業してもオンラインの併用に取り組んでいますが、オンラインの併用などによって時間数が足りないということにならないような工夫をしていくことも必要ですよ。

ほかにはいかがでしょうか。

小柳委員 年間35時間の中で現在各校で行われている生徒会活動や学校行事や特別活動を実施することはほとんど不可能だと思います。しかし、それぞれの取組みの中でこれまで行われてきたことの中からいろいろなことをそぎ落として今の205時間になっていると思いますので、先ほどのご指摘にあったように、さらにしっかりと教育課程を洗い出してこの日数がどうなのかを吟味していただければ、より根拠が明確になると思います。

教育長 ありがとうございます。

それでは、いずれにしても令和5年度に向けて直ちに研究を始めていくということで、今回の令和4年度について、議案第2号についてはお認めいただくということでよろしいでしょうか。

橋本委員 それはいいです。しかし、この問題は公務員の仕事の仕方として、皆さんも考えてみてもらいたいのですが、前例踏襲ではないですか。もちろん、この問題だけではないですけど、環境変化が起きているときにそれを一からいろいろな材料を集めて今どうすべきなのかということの積み上げの中で、常に新しい目で見直していくという仕事への取り組み方をしていただきたいということです。そこのところをほかの案件も含めてよく肝に銘じていただきたいと思いません。

教育長 わかりました。

教育委員会の案件の中にはどうしても前例踏襲でやってきたものが多いと思いますが、このことについてもコロナですとか、それから学校の状況が変わっている中で、一から見直せるものはきちんと吟味をしていきたい。そのことが保護者の皆さんや子どもたちへの説明責任につながると、そういった精神を持って取り組んでいきたいと思いますので、先ほどのようないろいろな方面からの資料を集めて検討していくというのはこの後、機会を設けてやっていきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、議案第2号については承認することとします。

<議案第3号> 第3次松本市教育振興基本計画の策定について

教育政策課長 議案第3号「第3次松本市教育振興基本計画の策定について」説明

教育長 それでは、どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見をお願いいたします。

小柳委員 5ページの「第3次教育振興基本計画では、以下の構想を具体化すべく、計画を推進します」とあるこの文言からみると、表記としては、「松本まるごと学都構想」ではなくて、「松本まるごと学都」で切って、構想なのではないかなと思います。

さらに、表記上の点で、「遊びや体験を大切にした生涯を通じた学びを保障する」という箇所は、例えば、「遊びや体験を大切にし、生涯を通じた・・・」ではいけないか、あるいは「遊びや体験をもとに生涯を通じた・・・」ではいけないとか。「大切にした」「通じた」という表記上の流れがしっくりこなかったのが一つあります。

それから、「生涯を通じる」ということでもいいですけど、私は「生涯にわたる」という感じではどうかと思いました。文言上の細かい点について思いました。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

橋本委員 まず、教育大綱は子どもが主役ということが全面に出過ぎていて、子ども、子ども、子どもと言っていますけど、子どもを育てるためには親も勉強しないといけないわけで、そういう意味で、この教育振興基本計画は非常にバランス

よくできていると思います。だから、細かいところでいうと、小柳委員ご指摘のとおり、私も「松本まるごと学都」でかぎかっちは切ったほうがいい気がします。先ほどの話にもあったように、「まるごと博物館」と重なるところがあるので、本当にこの言葉で二番煎じにならないかという言葉の選択ではもう少し違う言葉はないのかなという気はします。ただ、非常に重要なのは「遊びや体験を大切にしたい生涯を通じた」と、確かに言葉尻としてはあまりよくなくて、すぐ通じないのだけど、「生涯を通じた」ということは非常に重要だし、遊びや体験を大切にしながらやるということも非常に重要だし、今まであまりよく説明したことないですけど、私が思うには、学校で試験をやるからみんな勉強するのが嫌になるわけです。試験というものは本来、よく覚えたかどうか個人でやればいいわけで、それが入学試験の弊害として、どちらかという順番決めになってしまう。そうではなくて、本来、教養を身につけるということは、何の目的もないまま、こういうものもこういうものもあるんだといった驚きの連続の中で主体的に自ら勉強したいという意欲が増すと。そういったところに遊び心とか体験というものがうまくマッチングしていくといいと思うけれども、入学試験はしょうがないにしても、ひょっとしたら入学試験もやめてしまって、アメリカみたいに卒業試験を厳しくしたほうがいいのかも说不定。要するに、自ら知を求める、教養を求める、そういったものに対する面白さというものが体感できるような形にしていくということが非常にいいと思うので、全般的に非常によくできていると思います。

教育長 ありがとうございます。

春原委員、どうでしょうか。感想でもいいですし、ご意見ありましたらお願いします。

春原委員 もう少し勉強させてください。

教育長 わかりました。

ありがとうございます。「まるごと博物館構想」を做って「松本まるごと学都構想」ということについては、前回は委員の皆さんと意見交換をしたと思いますが、策定委員会の中で委員の皆さんはこれがいいというご意見が実は多数だったので、その中で私も何となく意見を言うのは憚られたのですが、どうしても「まるごと博物館構想」のイメージが先に来てしまうので、二番煎じ的な

感じがしてしまうのですがということはお話ししました。それに対して、策定委員の皆さんから出た意見として、「まるごと博物館構想」という言葉はあまり聞いたことがないですという方が多かったり、それほど市民の皆さんに定着しているとは言えないんじゃないでしょうかというような厳しいご意見もありました。また、改めて考えてみると先ほど教育政策課長が説明をしたように、そもそも「まるごと博物館構想」で目指したものが学都松本が目指す姿というものと重なっている部分が多いなと思いました。ですので、この策定委員会の皆さんのご意見ですとか、今、教育委員の皆さんからのご意見を入れたものを、括弧をどこで区切るかということはありませんけれども、これを生かしてこの第3次計画であえてこのキャッチフレーズとしてやっていきたいと今は思っております。確かに小柳委員からありましたように、「大切にした」、「生涯を通じた」というところの据わりが悪いことは確かです。覚えにくいというようなこともありますので、ここのところはこのエッセンスを大事にしてもう少し据わりのいいキャッチフレーズを策定委員会の委員長である荒井先生ともご相談をしながらもう1回整理していただくということで、ご承認いただければと思います。

それから、今、橋本委員からご提案のあった遊びとか体験を、なぜ今回この第3次で大事にしたのかということを的確に表現いただいたと思うのですが、その思いは策定委員の皆さんにも意見交換の中であった共通した思いだったと思います。ですので、そのことを子どもたちだけではなくて大人へのしっかりとしたメッセージになるように、ここの説明をもう少し丁寧にして補強したいと思います。

佐藤委員ありがとうございます。お忙しい中で佐藤委員さんご参加されました。今、議案第3号の教育振興基本計画案の議論に入っております。事前にお送りしました資料でご意見、それからご感想などありましたらお願いします。

佐藤委員 遅くなりまして、申し訳ございません。また、ここから参加させていただいて、拝聴しながら意見があれば出していきたいと思います。お願いいたします。

教育長 わかりました。

そのほかにはいかがでしょうか。

小柳委員 まるごと学都について、私の思いですが、「松本まるごと博物館構想」の場

合は、まるごとを担うべく多様な領域があると思います。民族学から始まって、考古学など様々なものを博物館という括りの中でまとめていくわけですが、学都松本は「シンカ」を目指すとしたとき、子どもを焦点にし、子どもを中心にするわけですが、そこに「まるごと」を使った時のイメージがわきにくいと思いました。

それから、4ページのところに、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」とあって、その説明の中に、子どもの育ちは子どもも大人も人権を保障することが大前提だと書かれています。子どもの人権を尊重するには松本市は子どもの権利条例を制定して、子どもに優しいまちづくりを目指しているということはわかるのですが、大人に対しても同様であるということを書いたほうがいい気がします。そうすると、子どもの育ちも市民の学びも人権保障を前提に支えていくということになると思います。

教育長 これについてはいかがでしょうか。何かありますか。

教育政策課長 2点目の大人の権利ももちろん、大人の学びも人権というところで大前提として確かに抜け落ちておりますので、記載に加えさせていただきたいと思いません。

教育長 小柳委員は「松本まるごと学都」ということが、あまりびんと来ないというご意見でよろしいでしょうか。

小柳委員 策定委員の皆さんには、このフレーズに寄せる願いはありますかとは思いますが、私としてはあまりしっくりこない点があります。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

この後、先ほど教育政策課長からも説明がありましたとおり、この案を庁議と議会にお示しをして、いろいろな意見が出てくるかと思えます。そしてパブリックコメントを3月まで行いますので、教育の分野については市民の皆さんからたくさん意見をいただけるのではないかと考えております。そのような中で、先ほどのような議論になった部分についても少しブラッシュアップをしながらなるべく皆さんの意見を取り入れていいものにしていきたいと思えます。まとめ上げていくまでにまだ期間もありますし、修正も加えられていくということで、一旦この案で皆さんの意見を聞いていくということについてはお認めいただけますでしょうか。先ほどご指摘ありましたところは少し修正を加えて、

またお知らせをした上で庁議に諮っていきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

橋本委員、よろしいでしょうか。

橋本委員 教育大綱が「子どもが主人公 学都松本のシンカ」という形で提示されているということですね。私はこれについて、以前逆だと申しあげたのですが、そこは小柳委員と意見が違いますけど、市長部局はもとの原案どおりを示してきているわけですね。それだと、子どもだけではないよということのほうが重要で、「松本シンカ 学都構想」、ここにシンカを取り込んでどうかと。そうすると教育大綱との関連性も出てきて、この教育振興基本計画の中には、もちろん子どもが中心のことも組み込まれていますけど、それだけではない部分も多く組み込まれているわけで、そのシンカの部分というものが、遊びだとか体験等含めてシンカしていくんだということではどうかなと考えています。

教育長 確認させてください。今、橋本委員が最初におっしゃった松本のシンカというところのご意見は、教育大綱のタイトルということでしょうか、それとも先ほどのキャッチフレーズのところでしょうか。

橋本委員 第3次教育振興基本計画では、以下の構想を具体化すべく、計画を推進しますとあるところですね。先ほど「まるごと」が引っかかるところもあるよねという意見も出ました。それで、「まるごと」ではなくて、ここが教育大綱とうまく重なっていくためにも、「松本シンカ」としてはどうかということですね。

教育長 松本シンカ学都構想ですか。

橋本委員 そうです。

教育長 なるほど。それはシンカした学都構想ということですね。シンカした学都構想がこれだよという、そういう趣旨でしょうか。

橋本委員 そういう趣旨です。

教育長 課長何かありましたら。

教育政策課長 キャッチフレーズはまた別としまして、橋本委員がおっしゃったように教育大綱では子どもが主人公とあって、では、大人がどうなんだというような議論も策定委員会の中ではございました。それに対して、教育大綱は市が定めるところで教育振興基本計画の中では、全ての人、誰もがというところを入れたいということから、第3章の1にありますように、「子どもの育ちと市民の学び

を支える学都松本」ということで、子どもだけではないんだよという思いを込めました。まだ教育大綱が決まってはいませんけれども、変わっていくことがあっても、ここの「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」というところは変わらない普遍的な目標としまして置きたいということであります。後に出てくるキャッチフレーズよりここが小さく記載されてしまっているのですが、そういった思いが込められているところです。

教育長 佐藤委員、何かご意見ありますか。

佐藤委員 シンカ、確かに総合計画から、また今示されている教育大綱から一貫して片仮名のシンカというのが中心に据えられて頭に出てくるわけですが、このシンカというものを全ての人が身近に感じるものでもないのかなど。むしろ、それを広めてきちんと理解をしていただけるように広報をしていかなければならないのだと思いますが、教育は子どもたちにとっても身近であるべき、子どもたち自身も理解できるものであるべきと考えるので、そのシンカが、その説明がなければ伝わらないものであるとするなら、このキャッチコピーの中には、私はシンカが入るのはいかがなものかなと感じています。ただ、橋本委員がおっしゃったように、この教育大綱からまたその前の総合計画からシンカというキャッチコピーはたびたび出ているので、そこでの整合性を取るならば「まるごと」よりも「シンカ」なのかもしれませんが、私はわかりやすさ、捉えやすさ、親しみやすさという点から「まるごと」のままでもいいのではないかなと考えています。

教育長 ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

それでは、今、ここのキャッチフレーズの部分についてご意見いただいた部分を委員長ともご相談をしながら整えて出していきたいと思います。

この案件については、一旦この素案ということで、お認めいただくということでもよろしいでしょうか。

また、随時教育委員の皆さんにはご意見を聞きながら調整をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<報告第1号> 今後のコミュニティスクール事業のあり方検討について

生涯学習課長 報告第1号「今後のコミュニティスクール事業のあり方検討について」説明

教育長 それでは、ご質問、ご意見お願いいたします。

 1 回目を実施するという事は、もう既に委員が決まっているということですよ。

生涯学習課長 しっかり説明していなくて申し訳なかったのですが、学校、それから公民館、関係課については人選をしました。ただ、地域の代表については4 4の委員会があるので、なかなか誰をというところがまだ決まっていない状況ですが、明日の検討会議に出席していただく学校長、それから公民館長さんの学区や地区の中で活発にやっておられる方をご推薦いただければと考えております。

教育長 その学校や公民館はどこかわかりますか。

生涯学習課長 すみません。今、手元に名簿を持っていないとすぐにはわかりません。

教育長 わかりました。後日、委員の皆様にも名簿をお送りするという事でいかがでしょうか。

生涯学習課長 わかりました。

小柳委員 質問ですが、アンケートの中に、「文部科学省の学校の『学校運営協議会』の機能で、導入に不安を感じるものは」とか、「文部科学省の示すコミュニティスクールを取り入れている学校へ赴任したことは」とか、文科省が示すコミュニティスクールについての設問を入れたのは、何か願いがあったのでしょうか。

生涯学習課長 もともと、松本版のコミュニティスクールを現在進めてきているわけですが、国で示している、いわゆる文部科学省の学校運営協議会は法律に基づく学校運営協議会ですが、そこを国でもかなり積極的に推進している経緯もあって、松本市としてはその部分をどう捉えていくかというところが、昨年度ぐらいから議論にはなっていました。そういう中で、文部科学省の学校運営協議会制度、いわゆる法に基づくコミュニティスクールについて、松本版との整合性の中でどうやれば国型に移行できるのかという議論も必要でありまして、そのような中で今年度スタートをしてきたところです。ただ、学校側とか公民館側ともしっかり議論してくる中で、松本版のコミュニティスクール事業として、かなりしっかりやってきた経緯がありますので、国型のメリットとかデメリットも分析しながら松本のコミュニティスクール事業を、あるいはその国型の方

向性、国型のいい部分を取り入れてやっていくのかとかそういったことも含めて今回在り方を見つけて、考えていきたいと思いますというのがこのあり方検討会の趣旨になります。このような経過で、ここのアンケートの中にはそういった部分も入れてあると、そのような状況でございます。

小柳委員 わかりました。ありがとうございました。

今携わっている方々は現状のコミュニティスクールに何か物足りないものがあったり、不安があったりということから国型はどうかというような意識が高まってきているというわけではないのですね。行政の側から国型を取り入れていくことについてどうかということを示したと、そういう理解でいいですか。

生涯学習課長 そういう理解でよろしいかと思えます。

小柳委員 わかりました。

そうすると、委員の皆さんの機運が高まれば取り入れるし、そうでなければ現在のスタイルでいくということになりますか。松本市としては、国型のコミュニティスクールに移行していくことも十分考えているが、現状では委員の皆さんとの意識の差がややあるという理解でよろしいですか。

生涯学習課長 在り方検討していく中ではそういうスタンスの形で行く予定ではありますが、ただ、現実的に国からそういった制度をかなり推進してきているという印象もあります。また、今回事業費の関係でいいますと、国の補助金等も取り入れる。国の補助金についてはそのコミュニティスクールの準備とか、その研究をしている、検討しているということが条件で補助金が出ていますので、そういったところも含めて松本のコミュニティスクールとしてどういう方向性をまず持っていくのかということ、それからもう一つは、皆さんの意見を聞く中で、国型と松本版は対立するものでもない私どもも考えていて、いいところは松本版も取り入れていかなければいけないと思いますので、そういったところが、例えば国の制度の中である可能性もありますし、こちらが何か誘導していくということではないですけれども、皆さんの意見を聞きながら国の制度の導入についての検討も含めていきたいと、現在のスタンスはそういったところです。

小柳委員 ありがとうございました。

教育長 ほかにご意見いかがでしょうか。

私から発言させていただきますが、松本版と言ったときに、一番特徴といえ

るのは、松本市の地区公民館が主体になって学校サポート事業という形で学校の応援団のような形でサポートしてきたということです。その公民館の営みを大事にしながらコミュニティスクールをやっていこうということが公民館長さんたちの自信とか自負だとかという中にあるかと思います。

これが国型という言葉を使ってしまうと、先ほど課長が言っていたように対立的な構図のように思えてしまうこともあります。ましてや国型に移行すると補助金が出るという、何かそこに体制に対する反発みたいなものを感じられる方も多いのだと思います。ですが、国型と言っていますが、もともとこのコミュニティスクールというものの自体が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に書き込まれているものであって、それがイコール、先ほどから出ています学校運営協議会という項目の中に規定がされています。ですので、地教行法の中に謳われているこの学校運営協議会を機能できるようにしていただくという、国が今進めている方向だと思います。どうして国はその方向性を進めるかということは、まさに先ほど、この資料のアンケートの後ろから2ページ目のところにありました、社会に開かれた教育課程、これが新学習指導要領のテーマになっているという、そこが背景にあると思います。それは、今の学校をめぐる状況というものが、学校の先生方だけではもう子どもたちを支えていくことができない。地域とかそれから保護者とか周りの大人がみんな一体となって子どもの問題を考えて学校を支えていかないと、先生たちだけではもう立ち行かなくなっていると、そういうことが背景にあるかと思います。そういったことで考えると、よくよくその地教行法の学校運営協議会というところを読み込んでいきますと、私は、極めてこの学校運営協議会というものは、最後の砦として学校の自治を守る組織として書き込まれている。普通に法律で読めばそのように読めるのではないかと思います。ただ、その中で一つネックとなるのが、先ほどのアンケート結果にありましたように、学校運営協議会が教職員の任用について意見ができるという規定が第47条の5というところにあることです。まず、基本的な項目として学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について教育委員会または校長に対して意見を述べることができます。これは今もやっていることだと思います。その次に、第5号の中に、学校運営協議会は当該指定学校の職員の採用、その他の任用に關す

る事項について当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。任命権者ということは、今で言えば県教育委員会ということになるかと思います。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは市町村教育委員会を経由するものとする。ですので、私たち教育委員会を経由して県教委に意見を言うということです。そして、第6号として、指定学校の職員の任命権者は、県の教育委員会だと思いますが、当該職員の任用に当たっては前項の規定により述べられた意見を尊重するものとするがあります。第7号に教育委員会は学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合においてはその指定を取り消さなければならないということが述べられています。そして最後に、指定学校の指定及び指定の取消の手續、その他もろもろについて学校運営協議会の運営に関し必要な事項については教育委員会規則で定めるとされています。ですので、私はどちらかということ学校長、それから学校運営協議会のメンバー、それから教育委員会、そして県教委というものがそれぞれバランスを取って、この民主的な学校の運営が担保されるように法律自体は書かれていると思います。ただ、その任用のところが今のアンケート結果を見ると、学校側だけではなくて、その責任を担っていく側の運営協議会の皆さん、公民館の側にも少し不安があるのだということがわかりましたので、こういった正しい認識をしながら、これをみんなで議論していくということが松本らしい形になるのかなと思っていますので、この検討委員会の取組みに期待をしています。

それから、先ほどの社会に開かれた教育課程ということを実現していく上では、学校を地域でサポートするコミュニティスクールというのは松本らしい良い形でできれば、とてもありがたいことだなと思っています。

この件に関して何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

小柳委員

地域の皆さんが学校を支えていくということで、こういう組織があることがメリットになると思います。そこで、委員の皆さんが学校にいろいろと助言をしたり、あるいは提言したりするときの視点として具体的子どもの姿を見て、ご意見をいただければと思います。ほとんどの委員さんが、学校へ参観に行ったり、地域の子どもの様子を見たりして、思うところを述べていらっしゃると思いますが、制度、仕組み、学校の組織などのことに加えて、そこで生活する

子どもたちがどういう姿を示しているのかということをお大切にしてお意見をいただければと思います。

教育長 おっしゃるとおりかもしれません。

そして、先ほど橋本委員からお話があった、例えば、学校が授業日数をどうしていくかですとか、今、制服の問題ですとか校則の問題とか、いろいろな問題がありますけれども、それを協議していく意思決定機関は教育委員会ですけれども、私は学校ごとに学校長の権限はありますけれども、今のその子どもの姿を見たり、保護者の意見を聞きながら調整をしていく役割を学校運営協議会に担っていただくと、何かあったときに学校長とかそれから教職員が盾になってやらなくてはいけないということを守る存在にもなるのではないかと、理解をしていただくということが前提ですけれども、そのように感じています。ただそのためには、皆さんの意見で最後のところすごくいい意見が出ていると思いましたが、きちんと話をしていく、子どもの状況を知りながら話をしていく、相互に理解をするということが欠かせないので、今の状態でいきなりやろうとすると確かに学校側の負担は増えるだろうし、今は学校サポート制度に参加いただいている方は割と高齢の方が多いと思うんですけれども、もう少し若い世代の保護者の皆さんにも入っていただいて話し合いができるようなそういった取組みも必要かもしれないなと思いました。

春原委員 先ほど小柳委員からも発言があったように、私も実態を知った上でその子どもたちとそれから地域と学校と周りの行政の関係づくりというものが基盤になって、それがうまく動いていけばおのずとその中にいる子どもたちは育っていくのではないかと気がします。

松本市にはたくさん学校あり、それぞれ取り巻く地域にもいろいろと差があると思いますので、実際に学校の状況を知らないとなかなかお互いに信頼してその組織として地域が動いていけるということは大変難しいことだと思います。ですので、子ども、教職員、保護者の実情を捉え、学校・地域・家庭との関係を築いていく中で、子どもたちを守り、支えていこうという学校運営協議会の役割がとても重要になってくると思います。地域住民や保護者が学校運営に係わることによって、課題や目標も共有され、信頼関係も生まれ、具体的な方向性が見えてくるのではないかと思います。ぜひ、学校運営協議会という名

前も、子どもたちのためにという意味合いを持ったものができてくるともっともって違ってくるのではないかなと思います。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては承認ということで、また検討会での内容について、折を見て報告をいただきたいと思います。

<報告第2号> 令和4年松本市成人式の開催結果について

生涯学習課長 報告第2号「令和4年松本市成人式の開催結果について」説明

教育長 成人式が1月9日だったということで直前に教育委員の皆さんにもいろいろな議論をいただきまして、ワクチン検査パッケージということで一旦議論したものを、ちょうどオミクロン株が出始めたときだったので橋本委員からももう一步踏み込んだものが必要ではないかというご意見をいただき、皆さんで議論いただきまして、県外から来る方はプラスアルファ、ワクチンを打っていても抗原検査キットで検査をしていただいていたということになりました。おかげさまで9日はぎりぎり、その決定結果があったので開催できたのではないかと思います。これが1週間ずれていたらもしかしたら開催できなかったかもしれないという状況で開催ができました。当日は、来賓は市議会議長お一人だけということで、主催者側の席も市長と私だけ。それから実行委員会だけということでしたので、壇上は例年に比べると少ない人数でしたが、二部制で午前、午後と出席して改めて感じたことは、本当に成人の皆さんが誇らしげにしてらっしゃって、去年の方々はこの報道を見るとすごく切ない思いをするんだろうなということを感じていました。そして、やはりそういった切実な声も寄せられたということで、私ももう一度何らかの機会は設けてあげたほうがいいかなということを感じた次第です。

それでは、ご質問、それからご意見お願いいたします。

橋本委員 まず、今年の成人式ですけど、本当にあそこまで議論してよかったなと思っていますし、全国では成人式でクラスターが発生している中で最小限の対応ができたと思っています。

問題は、令和3年の成人式ですけど、私も読ませていただきましたが、何か勘違いしているのではないかという感じがします。同窓会をやりたいのであれ

ば、自分たちで同窓会を企画すればいいと思います。なぜ行政がわざわざ同窓会のために成人式という名を借りて集めないといけないのか。今、新たな機会を設けようとしても成人式ではないでしょう。気持ちはわかりますよ。気持ちはわかりますけど、何か成人式を勘違いしているのではないかなど。そういう意味で私はこれについて検討することに反対です。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

小柳委員 11月29日に協議した対策について、100%それを実施できたということですか。

生涯学習課長 100%です。ただどうしても検査キットとそれからワクチン接種をその方の考え方の中でやってこなかったという方もいらっしゃいましたが、その方については入り口のところでお帰りいただきました。本当に申し訳ない気持ちもありますが、そこまで徹底してやらないと感染者が出る可能性があるのも、そこはきちんとやったということで100%というご理解でよろしいかと思います。

教育長 検査キットの配布数を参考までにお伝えいただけますか。

青少年ホーム所長 約1,000弱です。

橋本委員 今の対応は当然だと思います。彼らは成人なわけですから、成人になるということは権利と義務を履行しないとイケない。そういう意味でルールを守らない人は入場をお断りするということは、成人になって法律を守っていかないとイケないわけですから、擁護されないわけですよ。成人式とはそういう式であって、先ほどの令和3年の成人式も気持ちは分かるけれども、成人式に何を求めているのですか。成人になったらそういう全てが思うようにいかないこともあるということをきちんと甘受するというのも重要なプロセスだと思います。だから、それはルールなのだから、ルールを守っていない人は入場をお断りする。それが社会じゃないですか。

小柳委員 今年の成人式については状況がわかりましたので、また今後、似たようなことは起こってほしくありませんが、今後の成人式の対応について一つの方向が見えたのかなという気がしました。

令和3年の成人式について思うところ述べさせていただきます。いただいた令和3年成人式の対象の方の文章を読みますと、先ほど橋本委員のご指摘のよ

うに皆さん、みんなで集まりたいということを願っているのだろうなど。そしてその集まる場所を決定していただきたいということを市長にお願いや要望しているのだなと思いました。

成人式については、実行委員会を立ち上げていますので、もう解散しているかもしれませんが、こういう意見があるということを当時の実行委員の皆さんに意見を聞いてみてもいいのではないかと思います。同じ世代の願いを同じ世代の者が考えてどうしていくか知恵を出してもらうことも大事ではないかと思いました。

教育長 ほかにご意見はありますか。

佐藤委員 地域づくりとか松本の人口定常化の委員会とか出ていると、常に町会長たちがおっしゃるのが、とにかく若者に松本という場所に対して愛着を持ってほしいと。そのための地域行事の実施などということがしばしば議題に上がってきています。もちろんおっしゃるとおり成人式のもともとの意味ということを考えてときに、本来同窓会であるわけではもちろん当然ないのですけれども、彼らにとって、晴れの場なのだと思います。単に同窓会なのであればその後、きっと定期的にあるのだと思います。10年後、20年後、それぞれに同窓会という場は彼らこれからきっと設けていくでしょうし、その場でここにあったタイムカプセルを開く場というのもあるのかもしれないのですが、自分の人生の中での晴れの場が欲しかったという思いがここであるのではないかと思います。もちろん成人式という名前ではないかもしれませんが、ただ子どもたちとはもはや言えませんが、その一市民の小さい声に耳を傾けて柔軟な対応をしていくということは、私は決して悪いことではないと思っています、かつ、令和3年度の予算が彼らに本来向けられるべきだったものが予算として残っているのであれば、その範囲の中でももちろんそれを使い切ってしまうなければいけないことでは当然ないですし、ほかに振り向けるべきもの、コロナの中でというものもあるかもしれませんが、彼らからそういう声が上がっているのであれば、小柳委員が先ほどおっしゃったような令和3年の実行委員に投げかけること、あるいはこういう声を上げている本人たちから実行委員を募るようなこともあってもいいのではないかと、私は実施に対して前向きな捉え方をしています。

教育長 ありがとうございます。

春原委員、どうでしょうか。

春原委員 今、各委員の皆さんがおっしゃったこと、私も同意できると思いますけれども、ここの文章で、成人式に準じた機会を設けることを検討していくとしたいということなのですから、そういう機会をつくってあげることは可能であるということですか。

生涯学習課長 可能性があると思っていますので、考えていきたいというご提案です。

春原委員 私は反対ですということは強く言えませんし、対象の皆さんのその気持ちを考えたときに可能な範囲で設定して、できればと思います。

教育長 意見が分かれるところですが、当初、8月くらいに検討したときにように、確かに橋本委員のおっしゃるような成人式のそもそもの意味というのは何だろうか、わざわざ公費を使って同窓会のような機会をつくるのはどうなのだろうかというお考えの方もあるかもしれませんが、改めて私は、今年の成人式に出てみて、公的に松本市が呼びかけて、そしてその晴れの日ということの佐藤委員のご意見ありましたけれども、そういう認められたところで集まってきて、松本市が若者に対しておめでとうと言う場なのではないかなと思います。そして、他市町村では昨年できなかった人たちが、同じく当初検討した今年の成人式の前日に日を変えて実施したというような報道もされました。そういう報道などを改めて見て、去年できなかった人たちは毎年この成人の日のたびに、私たちはできなかったなと少しでも胸を痛める方がいるならば、何か形を変えてできる範囲でそういった場を設けてあげたいなと思いました。

ということで、橋本委員は反対、そして小柳委員は実行委員の意見を聞いてみればいいと。

小柳委員 成人式が中止ということはきちんとした議論の中で決定したことなので、成人式はやらないということだと思います。資料に寄せられた手紙には、中学校を卒業して以来会っていない人たちと会いたい、その会う機会を設けてほしいという願いがあるので、市としては実行委員会に投げかけるなどして、体育館に一堂に会して実施するというのではなく、各中学校区で公民館を会場にそれぞれやればいいと思います。以前にも申しあげましたが、成人式は地域でお祝いしていくという形を進めていってはどうかという思いが根本にありますので、地域の子どもは地域で育てるという考えがあるわけで、子どもを主人公と

して地域で大事にしていく、学校も地域が応援していく、そういうことを進めていくわけですから、地域で小さな子どもたちをずっと成人まで見守って、お祝いするそういうことをしていきたいと思っていますので、今回、一つの試みとして中学校区で子どもたちが成人の集いをやるというのもいいのではないかなと思っています。

橋本委員　この問題を考えるときに避けて通れないのは、民法上18歳が成人になるので、今後、成人式を18歳で実施するのか20歳でするのかということです。これは以前も教育委員会で議論して意見が二つに分かれました。私がずっと申しあげているのは、当然18歳です。法的に権利と義務をきちんと履行していないといけないわけですから、そこをきちんとすべきだということです。一方で、今まで20歳でやってきたし、受験もあるし、18歳で成人をやるべきでないというご意見もありました。成人式とは、一体何のために実施するものですか。まだお酒がどういう扱いになるのかわかりませんが、成人式というものはきちんとした形で、権利と義務をきちんと認識してもらおうということが非常に重要で、そういった意味でないと、成人式の延長線上で違う議論がずっと続いて、その後の20歳、18歳議論で尾を引くことになると思うので、そこはしっかり整理して論じたほうがいいと思います。

教育長　18歳成人のことについては改めて議論しなくてはいけないと思っております。全国の自治体でも成人式が開催された際の報道等でいろいろな対応を決めているというところがありました。確かに、橋本委員がおっしゃったように令和2年に教育委員会で議論をして、そして一旦、令和5年1月については晴れ着等の予約が2年前から始まるというようなことの議論がされていまして。ですが、当面ということでそれを20歳と決めてしまったわけではなかったと思います。このことについては別途また議論を重ねていきたい、ほかの自治体の状況なども見ながら、そして成人式の意味ということを考えながら、式の形態をどうするのか、分散方式でやるのか、一堂に会してやるのかということも含めて議論していきたいと思っております。

それでは、最後にありました令和4年度中に令和3年の成人の方に向けた何らかの機会を設けるということについては、ご意見が分かれるところですが、小柳委員は分散方式で、橋本委員は反対、そして佐藤委員、春原委員、私は何

らかの機会を設けてもいいのではないかとということで、一応3.5対1.5という形ですけれども検討していくということでよろしいでしょうか。

では、改めて検討した案をまたお諮りしていくということで進めていきたいと思えます。

生涯学習課長 次回以降の定例教育委員会等で少し方向性も含めて検討して進めていきたいと思えます。

教育長 先ほどご意見があった実行委員の皆さんのご意見を聞いてということでお願いいたします。

生涯学習課長 わかりました。

<周知事項1> 未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第37回公民館研究集会 令和3年度地域づくり市民活動研究集会～の開催について

<周知事項2> 松本市図書館インターネットサービスの一時停止について

教育長 それでは、公開案件はすべて終わりましたので、一旦休憩を挟んで非公開の案件に移りたいと思えます。5分後に再開ということでお手洗いなど済ませていただければと思えます。

<休憩>

<報告第5号> 松本市美術館条例の一部を改正する条例の制定に伴う条例案及び松本市美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定に伴う規則案に対する教育委員会の意見について（非公開）

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

≪閉会宣言≫

伊佐治教育長は、令和3年度第10回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後6時00分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

橋本 要人

小柳 廣幸
